

令和3年度予算編成方針

令和2年9月 水戸市

第1 国の令和3年度予算編成の動向

日本経済は、新型コロナウイルス感染症拡大により甚大な影響を受けており、これまで経験したことのない危機に直面している。

このような状況の中、国においては、感染症拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、経済を内需主導で成長軌道に戻すとともに、感染症拡大により浮き彫りとなった課題やリスクを克服し、「新たな日常」を通じた質の高い経済社会の実現を目指すとしている。

そのため、令和3年度予算編成においては、感染症拡大の動向とその経済・国民生活への影響を見極めつつ、国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くため必要な施策に重点的な予算配分を行うほか、社会全体のデジタル化と旧来の制度・慣行を打破する規制改革を最優先課題として位置付け、強力に推進することとされている。

しかしながら、これらの対応について、現時点ですべて予見することは困難であることから、概算要求期限を1か月遅らせるなどの異例の措置が執られている。

第2 地方財政の現状と水戸市の財政運営

1 地方財政の現状

地方の財政は、これまで、景気の緩やかな回復により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が増加傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済の落ち込みにより、令和3年度は、税収の大幅な減少がほぼ確実であると考えられる。また、歳出面においては、年々増加していた児童福祉や障害福祉などの社会保障費に加え、景気の悪化に伴い生活保護費等の増大が予想されている。

さらには、これまで取り組んできた少子高齢化に対応する人づくり革命や防災・減災対策、国土強靭化に加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の強化、地域経済の回復に向けた取組を早急に進めることも求められている。

厳しい財政状況の中、これらの課題に的確に対応していくためには、国において臨時的な財政措置を創設し、地方の一般財源を確実に確保することが不可欠であるが、現時点においては、国の具体的な動向が明らかになっておらず、地方財政の見通しは極めて不透明な状況となっている。

2 水戸市の財政運営

令和元年度の決算において、歳入の根幹である市税収入は、固定資産税を中心に調定が増加したことに加え、収納対策の強化に伴う収納率の向上により、前年度から2億6千万円増の422億円となっている。しかしながら、今後は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済の落ち込みにより、個人市民税及び法人市民税の大幅な減収が確実な見通しである。

歳出面においては、東町運動公園新体育館の完成、市役所新庁舎建設及び新ごみ処理施設整備の進捗により、臨時に増加していた投資的経費が、前年度決算と比較し大幅に減少している。一方で、児童福祉費や障害福祉費などの扶助費とともに、介護保険や後期高齢者医療に対する繰出金など、社会保障関係経費が増加を続けていることから、経常収支比率が95.5%から96.9%に上昇しており、財政の硬直化が進行している。

市債については、将来の公債費負担縮減のため、発行の抑制に取り組み、残高を年々減少させてきたが、近年では、4大プロジェクトの推進をはじめとした投資的事業の増加に伴い、一時的に発行を増額させている。このため、市全体の市債残高は、平成28年度末から増加に転じ、令和元年度末においては2,281億円となり、過去最大であった平成16年度末の2,321億円に迫りつつある状況である。

財政調整基金については、着実な積み立てと取り崩しの抑制に努めてきた結果、平成26年度末には約100億円と過去最大の残高となった。その後、4大プロジェクトや茨城国体、中核市移行などの臨時の財政需要に対応するため、計画的な取り崩しを行っており、令和元年度末の残高は約27億円となっている。

市債及び財政調整基金については、本市の中長期的な財政運営の指針である「みと財政安心ビジョン」に基づいた活用を行ってきたが、今後は回復基調とする方針であり、それぞれの活用を厳しく引き締める必要がある。

以上を踏まえ、今後の財政運営に当たっては、歳入の確実な確保を図るとともに、歳出面においても、投資的事業の抑制と一般行政経費の徹底的な見直しに取り組むことで、基金や市債の活用に頼らない、持続可能な財政基盤の確立を目指すこととする。

第3 令和3年度予算編成の基本方針

令和3年度は、市税等一般財源収入が大幅に減収する極めて厳しい財政状況の中、福祉や教育、防災・減災対策など、市民生活に不可欠なサービスを安定的に提供するとともに、ポストコロナ時代に対応するため、感染拡大防止の取組と社会経済活動の両立を図りながら、地域経済の速やかな回復を目指す必要がある。

そのため、予算編成に当たっては、聖域を設けることなく全ての施策を対象に、その緊急性や市民ニーズ等を十分考慮した上で、優先順位を洗い直すなど、今後の方針を再検討するとともに、徹底した経費節減に取り組み、歳出全体の抑制を図り

ながら、財源配分の重点化を大胆に進めることとする。

以上の点を踏まえ次に掲げる項目を基本方針として、令和3年度予算を編成する。

1 第6次総合計画－みと魁プラン－の推進

「水戸市第6次総合計画－みと魁プラン－」に掲げる将来都市像「笑顔あふれる安心快適空間　未来に躍動する魁のまち・水戸」の実現に向け、3か年実施計画を基本として、「施策の大綱」「魁のまちづくりNEXTプロジェクト」に基づく施策の積極的な推進を図る。

特に、水戸のまちを支える人づくりとして、未来をリードする子どもたちの教育や子育て支援に重点的な予算配分を行う。

2 ポストコロナ時代に対応する新たなまちづくりの推進

「感染症の拡大防止」、「市民生活の安定化」、「地域経済の回復」の三つの柱による新型コロナウイルス感染症対策に引き続き取り組み、感染症拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、市民の命と健康、安定的な暮らしを守り、地域経済の速やかな回復を目指す。

また、国が掲げる社会全体のデジタル化や規制改革等を注視しつつ、他自治体に先駆けて、ＩＣＴを活用したスマートシティの実現に向けた施策に積極的に取り組み、ポストコロナ時代に対応する新たなまちづくりを推進する。

3 水戸ならではの地方創生の推進

新型コロナウイルス感染症拡大により、企業機能の地方移転や地方移住のニーズが高まっていることを契機として捉え、「水戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2次）」に位置付けた様々な施策を積極的に展開し、定住人口及び関係人口の増加を図る。特に、まち全体の発展をけん引する「若い世代」が、水戸で学び、生き生きと働き、様々な分野で活躍することができる環境づくりに重点的に取り組む。

また、歴史や観光をはじめとした本市が誇る資源を最大限活かしながら、交流人口の増加を図り、強靭かつ自律的な地域経済を構築するなど、水戸ならではの地方創生のさらなる深化を目指す。

4 行財政改革の着実な推進

令和2年度を初年度とする「水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画」に基づき、「強くしなやかな行財政運営の構築」の実現に向けて、行政運営の効率化や市民サービスの質の向上を図るとともに、働き方改革など時代の要請に応じた取組を推進するなど、さらなる行財政改革に取り組む。

5 持続可能な財政基盤の確立

創意工夫による歳入確保に一層努めるとともに、歳出全般にわたる見直しを全庁一丸となって進め、一般財源収入が大幅に減少する厳しい状況にあっても、歳入歳出の収支の均衡をしっかりと堅持しながら、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立を図る。

第4 予算編成要領

1 予算編成に関する基本的事項

令和3年度予算編成においては、5つの基本方針をもとに、市民生活の安定化と地域経済の強靭化を図り、全ての市民が明るい未来を展望できる魁のまち・水戸の実現を目指すこととする。

極めて厳しい財政状況の中、これらの財政需要に的確に対応していくため、特に次に掲げる事項に留意すること。

(1) 行財政改革の推進

「水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画」に基づき、市税等収納率の向上、多様な収入の獲得、職員定数の適正化、事務事業の民間活力の活用など、徹底的な行財政改革に取り組むこと。

特に、ポストコロナ時代に対応するため、事務のデジタル化やキャッシュレス決済の導入などを積極的に推進し、行政運営の効率化と市民サービスの質の更なる向上に取り組むこと。

(2) 個別計画の着実な推進

「水戸市中心市街地活性化基本計画」、「茨城県央地域定住自立圏共生ビジョン」をはじめ、各部各課において策定した個別計画に位置付けた事業については、所期の目的達成に向けて着実に進捗を図るために、国県補助などの財源を確保のうえ、適切な予算要求を行うこと。

(3) 議会及び監査委員の意見や指摘事項など

議会及び監査委員の意見や指摘事項などについては、その趣旨を踏まえ、速やかな改善を図ること。また、附属機関からの答申、市民要望、請願、陳情などについても、必要性、緊急性等を十分に検討し、適切な予算要求を行うこと。

(4) 国県制度の把握

国の各省庁の予算要求内容や、県の予算編成状況などの動向を確實に把握し、予算要求に的確に反映させること。特に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、要求後の制度変更等が例年よりも多いことが予想されることから、その把握に努め、速やかに財政課へ情報提供を行うこと。

(5) 特別会計及び企業会計

特別会計及び企業会計については、独立採算の原則に基づき、支出の効率化と収入確保に努め、一般会計繰入金の縮減を図り、経営の健全化に取り組むこと。特に使用料等については、中長期的見通しに立って適時適切な改定を検討すること。

(6) 外郭団体

外郭団体については、所管課の主体的な指導監督のもと、サービスの向上に努めるとともに、経費の徹底した抑制、独自財源の一層の確保を図り、民間と競合可能な自立した経営を目指すこと。

また、事業目的基金等を設置している団体は、本年度末残高見込額の20%以上を優先して事業に充当し、市補助金等の削減を図ること。

さらに、団体全体の経営状況を確認し、留保財源の多い団体に対しては、市補助金等の積算方法の見直しを検討すること。

(7) 重要事業の事前の庁内調整

投資的事業や政策的事務事業のうち新規のものや大幅な内容変更を行うものについては、3か年実施計画の内示を踏まえ、予算要求を行うこと。その際、事業の実施手法や規模など、具体的な内容について政策判断が必要なものは、必ず事前に庁内合意を得ること。

また、他の部課と関連する事務事業については、相互に十分な協議を行い、目的の重複するものは整理統合を図るなど、効率化と経費縮減に努めること。

(8) 歳出抑制に向けた既存事務事業の見直し

一般財源収入が大幅に減少する厳しい財政状況を踏まえ、所属長自らの責任のもと、既存事務事業のあり方をゼロベースにより点検し、可能な限り事業規模や実施時期の見直しを行うこと。特に、費用対効果の小さいものや事務負担の多いものについては、積極的に廃止又は縮小を図ること。

2 予算編成の手法と要求基準

(1) 予算編成の手法

ア 枠配分方式について

枠配分方式は、事業に対する深い理解と市民ニーズを的確に把握している担当部課の主体的判断と責任において、既存の事務事業の徹底的な見直しや取捨選択を行うことにより、真に市民が求める施策に財源を配分するものである。

各部においては、配分された一般財源等の範囲内で、課を越えた財源の融通を行うなど、最適な予算要求を行うこと。

なお、枠配分対象経費については、原則として査定を行わない方針であるが、費用対効果や必要性の観点から課題があると判断したものについては、要求の再考を求めることや査定を行う場合があるので、あらかじめ留意すること。

イ 個別査定について

投資的経費や政策的事務事業経費のほか、年度間の予算の変動が大きい経費、義務的経費などは個別に所要額を査定する。費用対効果や実現可能性、過去の実績、他市の状況等を十分検討し、積算根拠や参考資料を添えて要求すること。

ウ 特別予算枠について

(ア) 魁のまち創生特別枠

「魁のまちづくりNEXTプロジェクト」及び「水戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2次）」に位置付けた施策やその主旨に合致する施策、基本方針に掲げる「ポストコロナ時代に対応する新たなまちづくりの推進」に資する施策であって、原則的に新規事業又は既存事業のうち重点化して取り組むソフト事業を対象とする。ただし、投資的事業であっても、小規模かつ短期間で完了するものについては対象とする。

この特別枠については、担当課による市長へのプレゼンテーションを経て予算査定を行うことから、若手職員のアイデア等を活用し、従来の行政の枠組みに捉われない新しい価値観や柔軟な発想のもと、積極的な要求を行うこと。

なお、枠配分対象経費で実施していた事業を当該特別枠で要求する場合は、枠外組替協議を行うこと。

(イ) 予算節減奨励特別枠

各部課が自らの創意工夫により経費の節減及び収入増（新たな収入項目の設定、料金改定など）を行った場合、その節減額又は収入増額の一定額を特別枠として配分する。令和3年度予算編成においては、令和元年度決算及び令和2年度執行で確定したものを対象とする。

(2) 要求基準

経費区分	経費の内容	要求基準等
枠配分対象経費	<ul style="list-style-type: none">・定例的な経費（一般事務費、施設等維持管理費）・投資的経費のうち定例的に実施しているもの・政策的事務事業経費のうち定例的に実施しているもの・枠配分対象経費内で生み出した新規事業経費	<ul style="list-style-type: none">・令和2年度当初予算額を基準に算定した一般財源等を部ごとに配分するので、この範囲内で要求すること。・事業の必要性や費用対効果に十分留意すること。
個別査定経費		
投資的経費	<ul style="list-style-type: none">・投資的経費（枠配分対象経費として指定されたものを除く）	<ul style="list-style-type: none">・3か年実施計画（2021～2023年度）の内示において令和3年度の実施を位置付けられた事業に限り、内示額の範囲内で要求すること。

政策的事務事業経費	<ul style="list-style-type: none"> ・政策的判断により実施する事務事業経費（枠配分対象経費として指定されたものを除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業規模等の内容や手段、積算根拠を精査し、必要最小限の事業費で要求すること。 ・投資的事業計画書又は政策的事務事業調書を提出すること。
その他の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・性質上、枠配分対象経費になじまないものとして別に定める経費 ・所要額の変動が大きい施設管理費等 	<ul style="list-style-type: none"> ・内容について精査し、必要最小限の事業費で要求すること。 ・枠配分対象経費のうち、大幅な変動（±20%を目安とする。）が見込まれるものについては、事前に財政課に枠外協議を行い、個別査定経費として要求すること。
義務的経費	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費、扶助費、公債費 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切に所要額を算出して要求すること。
特別予算枠経費		
魁のまち創生特別枠	<ul style="list-style-type: none"> ・魁のまちづくりNEXTプロジェクト、水戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2次）に位置付けた施策やその主旨に合致する施策、「ポストコロナ時代に対応する新たなまちづくりの推進」に資する施策であって、新規事業又は既存事業のうち重点化して取り組むべき事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則としてソフト事業を対象とするが、小規模かつ短期間で完了する投資的事業も対象とする。 ・後年度に大きな事業費の増加が見込まれる事業は対象外とする。 ・魁のまち創生特別枠調書を提出すること。
予算節減奨励特別枠	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの創意工夫により経費節減や収入確保を図った結果、生み出した財源の1/2に相当する額 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算節減奨励特別枠協議書を指定の期日までに提出すること。 ・単年度に限り加算するので、後年度に負担が継続する経費は対象外とする。

3 歳入に関する留意事項

歳入確保は予算編成の重要課題であるため、決算の状況や制度改正等を踏まえ的確な要求を行うこと。また、多様な収入の獲得や収入増に積極的に取り組むとともに、過大な見積りとならないよう注意すること。

市税、負担金、使用料等については、収納対策本部における収納率向上計画等を踏まえ、適切な要求を行うこと。

なお、予算計上した財源の確保が見込めない場合には、財政規律の保持の観点から、対象事業の執行停止などの措置を講じることになるので、厳に留意されたい。

(1) 市税

市税収入は、財政運営の根幹をなすものであり、その見積りに当たっては、今後の経済情勢や市民所得の推移、税制改正等を慎重に見極めるとともに、収納率向上

について明確な目標を設定し、的確な額を見積もること。

(2) 地方譲与税、地方消費税交付金等

地方財政計画や制度改正の動向等を十分に勘案し、的確な額を見積もること。

(3) 分担金及び負担金

対象者の把握及び厳正な徴収に努め、適正な見積りを行うこと。また、国・県の基準や他団体の動向等を十分確認しておくこと。

(4) 使用料・手数料

受益者負担の適正化、住民負担の公平性の確保を図るため、他団体の状況や類似施設との均衡を考慮したうえで、料率や単価の再検討を行い、適正に見積ること。

(5) 国県支出金

国・県の予算編成や制度改正の動向等を踏まえ、対象事業、補助率、補助単価等を正確に把握し、的確な額を見積もること。

(6) 財産収入

市有財産の有効活用を図る観点から、未利用財産の売却や貸付による収入を適正に見積もり、積極的に予算計上すること。

(7) 市債

過大な市債発行による公債費の増加は後年度の財政運営に大きな影響を及ぼすため、安易に市債に依存する事業計画としないこと。

また、新規の市債発行に当たっては、事業の適債性、充当率について事前に財政課と協議すること。

(8) その他の収入

これまで様々な財源確保策を実施してきたところであり、今後も職員の創意工夫により多様な収入の獲得に取り組むこと。

また、零細なものや捕捉困難なものについても、貴重な財源という認識のもと、把握に努め、その積極的な確保を図ること。

4 歳出に関する留意事項

歳出予算の見積りに当たっては、最少の経費で最大の効果が発揮できるよう創意工夫し、徹底した節減に努めること。

なお、国・県の補助事業など、特定財源が見込まれるものであっても、事業の内容、緊急性、効果等について、十分精査のうえ実施の適否を判断すること。

(1) 人件費

職員給与費については、別途通知する方法で要求すること。

組織機構の合理化や民間委託を積極的に推進するとともに、新規事務事業の実施等により業務量の増加が見込まれる場合であっても、既存事務事業の整理・統合により業務量の調整に努め、人員増の抑制を図ること。

(2) 物件費

旅費、需用費等の一般行政経費については、行財政改革の観点から徹底した節減に取り組むこと。

また、委託料については、安易にこれまでの仕様を踏襲することなく、業務の内容及び方法を再検討し、必要最小限の要求とすること。特に、調査・設計委託は、職員の能力育成を図る観点からも、可能な限り内部対応とすること。

備品購入費については、法定耐用年数を機械的に適用するのではなく、購入の必要性を検討のうえ要求すること。

(3) 維持補修費

施設設備の修繕については、各施設を良好に維持し、安全性の確保を図るため、優先順位を決定し、適切な手法を検討のうえ要求すること。

特に、大規模な施設修繕については、中長期的な修繕計画を策定し、これに基づき要求すること。

(4) 扶助費

国・県の制度改革の動向を的確に把握し、決算状況を踏まえ適正に見積もること。市単独により、国・県基準への上乗せや対象者の拡充を行っている事業、他団体と比較して給付水準が高い事業については、その必要性・妥当性を検討すること。

(5) 補助費等

ア 負担金

法令等に基づかない任意の各種団体に対する負担金（団体加入負担金、研修・講習会の参加負担金など）については、費用対効果や他市の加入状況などを勘案し、必要性を十分検討のうえ要求すること。

イ 補助金

水戸市補助金等検討専門委員の報告や市議会「補助金等の適正化に関する調査特別委員会」の指摘を踏まえ、行政効果等を検証したうえで見直しを行うこと。

また、新規補助金を要求する場合は、手法の妥当性を十分精査し、公益性や事業効果に留意した補助率や期間を検討のうえ要求すること。

(6) 投資的経費

3か年実施計画に位置付けられた事業であっても、緊急性や費用対効果、完成後の施設運営費など後年度の財政負担を十分考慮し、実施時期や事業規模について再検討を行うとともに、国・県の施策、財源措置等の動向に留意し、より有利な補助制度を適用するなど、最大限の財源確保に取り組むこと。

また、公共施設の長寿命化やバリアフリー化を行う工事のうち、市単独事業については、財源的に有利な公共施設等適正管理事業債が活用できることから、この発行要件となる「個別施設計画」を必ず策定し、これに基づき要求すること。

(7) 繼続費及び債務負担行為

複数年度にわたって事業を実施する場合や次年度以降に財政負担が伴う契約を行う場合は、継続費又は債務負担行為を適切に設定すること。

(8) 予算の載せかえ

年度内に竣工見込のない単独事業については、原則として11月以降の執行を認めないので、令和3年度予算に載せかえて要求すること。

(9) 情報システム関連経費

効率的かつ質の高い情報システムの構築を図るため、システムの改修や更新を検討する場合は、見積書及び仕様書、システム概念図等を準備し、必ず情報政策課と協議のうえ予算要求すること。

5 予算編成の日程

年 月 日	事 項
令和2年9月30日(水)	第1回予算編成連絡会議(予算編成方針決定)
令和2年10月2日(金)	予算編成方針・様式集配布
令和2年10月30日(金)	枠外組替協議・予算節減奨励特別枠協議期限
令和2年11月13日(金)	予算要求書提出期限
令和2年11月中旬～12月中旬	財政課予算要求内容ヒアリング
令和2年11月下旬	第2回予算編成連絡会議(予算要求概要市長説明)
令和2年12月上旬	「魁のまち創生特別枠」プレゼンテーション
令和2年12月上旬～3年1月中旬	財政課予算調整
令和3年1月下旬	予算市長調整会議
令和3年1月末	第3回予算編成連絡会議(予算内示案提示)
令和3年1月末	予算案各課内示